

社会福祉法人横浜ＳＳＪ役員等報酬支給規程

（目的）

第１条 この規程は、社会福祉法人横浜ＳＳＪ（以下「法人」という。）の定款第８条及び第２１条の規定に基づき、評議員並びに理事及び監事（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用の支給基準について定めるものとする。

（定義）

第２条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （１）常勤役員とは、理事長及び業務執行理事のうち週３日以上勤務する者をいう。
- （２）非常勤役員等とは、役員等のうち常勤役員以外の者をいう。
- （３）報酬とは、報酬その他職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称の如何を問わない。
- （４）費用とは、業務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第３条 常勤役員及び非常勤役員等には、業務形態に応じて、報酬を支給する。ただし、評議員に対する報酬等は定款第９条に定める各年度の総額の範囲内とし、理事及び監事に対する報酬等は各年度の総額８００万円の範囲内とする。

- ２ 常勤役員に対する報酬の額は、別表１に定める額とする。
- ３ 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表２に定める額とする。

（費用の支給）

第４条 常勤役員及び非常勤役員等に、業務執行に伴う経費を実費弁償する。

（当法人職員給与との併給）

第５条 この法人の職員を兼ね、職員給与を支給される役員等には、本規程に基づく報酬及び費用は支給しない。

（報酬の支給方法）

第６条 報酬の支給時期は、次の各号による報酬の区分に応じて定める時期とする。

- １ 常勤役員に対する報酬支給日は、毎月２５日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、これを繰り上げる。
- ２ 新たに常勤役員に就任した者には、就任日の属する月から報酬を支給する。また、常勤役員が退任したとき又は解任されたときは、その日の属する月までの報酬を支給する。

3 非常勤役員等に対する報酬は、その都度支給する。

4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用の支給方法)

第7条 費用は、事後又は必要とする時期に、実費を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定めることとする。

附則 この規程は、2025年4月1日から施行する。

別表 1（常勤役員の報酬）

常勤役員の報酬額は、次のとおりとする。

常勤役員業務	月額上限250,000円までの範囲で 評議員会において決議した額
--------	-------------------------------------

別表 2（非常勤役員等の報酬）

非常勤役員等の報酬額は、次のとおりとする。支給額は税控除後の金額とする。

（1）評議員

評議員会への出席等	日額10,000円
-----------	-----------

（2）理事

理事会への出席等	日額10,000円
非常勤役員業務	日額10,000円

（3）監事

評議員会、理事会への 出席等	日額10,000円
監事監査業務	半日につき日額10,000円 又は1日につき日額20,000円